

宝達志水町特定公共賃貸住宅入居者募集について

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第27条の規定により、次のとおり募集する。

令和7年11月24日

宝達志水町長

- 1 住宅の種類 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に基づき、国の補助を受けて建設した特定公共賃貸住宅

- 2 住宅の名称、所在地、構造・規模、募集戸数

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 名 称 | ①やわらぎ団地A棟
②やわらぎ団地B棟 |
| (2) 所 在 地 | ①宝達志水町敷浪ハ170-3
②宝達志水町敷浪ハ170-1 |
| (3) 構造・規模 | ①②鉄筋コンクリート造3階建
オール電化住宅 3LDK |
| (4) 募 集 戸 数 | ①1戸
②0戸 |

- 3 入居資格 町内に住所を有する者、又は町内に住所を定めようとする者で、次の各号のいずれかに該当する者。ただし、申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと。

- (1) 自ら居住する住宅を必要とする者で、入居しようとする世帯員の合計月額所得（以下「月額所得」という。）が158,000円を超え259,000円以下であり、現に同居し、又は同居しようとする親族がある者

（※月額所得とは、世帯員の年間所得金額の合計から扶養控除及び各種控除を差し引いた金額を12で割った額。）

- (2) 同居親族があり、特に居住の安定を図る必要がある者で、月額所得が259,000円を超え487,000円以下の者（入居資格の特例）
- (3) 災害、不良住宅の撤去、その他特別の事情があるもので、月額所得が158,000円を超え487,000円以下の者（入居資格の特例）
- (4) 自ら居住する住宅を必要とする者で、地域の振興を図るため都市部からのUターン、Jターン、Iターンした者であり、月額所得が158,000円を超え487,000円以下の者（入居資格の特例）

4 家賃その他の貸付条件

- (1) 家賃は月額45,000円とし、外に共益費(2,000円)が必要。
- (2) 駐車料金 月額2,000円/台
- (3) 敷金は家賃の3ヶ月分とする。
- (4) 身元及び家賃等の保証ができ、申込者と同程度の収入がある連帯保証人をたてる。

(連帯保証人は石川県内在住の者で、税金、公共料金等の滞納のない者とする。)

5 入居の申込期間・場所

- (1) 申込期間 令和7年12月1日(月)から12日(金)まで
(土日を除く)
- (2) 申込場所 宝達志水町役場 地域整備課 TEL 0767-29-8160

6 申込に必要な書類

- (1) 特定公共賃貸住宅入居申込書
- (2) 申込者及び入居希望者(同居しようとする親族を含む)全員の居住地を証明するもの(住民票)
- (3) 申込者及び入居希望者(同居しようとする親族を含む)全員の最新の所得及び納税を証明するもの(所得証明書または源泉徴収票、及び納税証明書)
- (4) 申込者及び入居希望者(同居しようとする親族を含む)が宝達志水町外に居住の場合は上下水道料金の納付を証明するもの

7 入居者の選定方法

- (1) 入居資格を有する応募者が公募戸数に満たない場合は、当該応募者。
- (2) 入居資格を有する応募者が公募戸数を超える場合は、公開抽選により決定する。

8 その他

- (1) 入居の決定を受けた者は、その日より10日以内に入居の手続きをしてください。
- (2) IHクッキングヒーターは、個人の設置とし、ガスレンジ等の使用は認めません。
- (3) テレビについては、ケーブルテレビに加入してください。
- (4) 照明器具等の電気製品や家財については、各自で設置してください。
また、家財についての保険は、各自で検討してください。
- (5) 駐車場には各戸2台分の駐車スペースがあり、所定の場所に停めてください。